

前 子 施  
令和3年8月19日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言発令に伴う幼児教育・保育の対応  
及び新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止について

平素から本市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただき、深く感謝申し上げます。  
さて、報道等でご承知のとおり、国は緊急事態宣言を発令し群馬県でも令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで緊急事態措置を実施することになりました。

今般の措置下の保育対応について、本市においては、引き続き施設において感染防止対策を徹底しながら、通常保育を行うことといたしますので、お知らせします。

しかし、現在県内でも、保育所・認定こども園等の関係者が陽性者や濃厚接触者となる例も増加し、また、変異株等の影響により、家庭内での児童への感染も発生しておりますことから、保育の安心・安全を確保するために、各ご家庭でもご家族全員のより一層の感染防止に対する意識の向上と対応にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の市内の新型コロナウイルス感染症の流行状況等により取扱いが変わる場合は改めてご連絡させていただきます。

(子育て施設課施設管理係・施設指導係)

記

- 1 園内での感染拡大防止のために、各ご家庭に協力いただきたい事項
    - (1) 園児本人に発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合は、登園をお控えください。なお、登園自粛の目安は、症状が消失または主治医から登園許可が出るまでとなります。
    - (2) 園児の同居家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、可能な範囲で園児の登園を控えていただくようご協力をお願いします。
- ※(1)及び(2)に関して、アレルギー症状等で新型コロナウイルスによるものではないと医師が判断した場合の登園等については、在籍する施設にご相談ください。
- (3) 児童ご本人や保護者、または同居家族等が濃厚接触者と認定されたり、PCR

検査を受検した場合は、速やかに在籍する施設に連絡するとともに、安全が確認されるまでは、登園を見合わせていただくようお願いいたします。

(4) 接触機会を減らすため、通勤時間と勤務時間を合わせた時間だけ預けるなど、施設の必要最低限の利用にご配慮をお願いします。

(5) 新型コロナワクチンは、接種後に副反応が起きることがありますが、新型コロナの発症と重症化を予防する高い有効性が認められています。ご家族の積極的な接種をご検討ください。

※接種は強制ではなく、任意です。

(6) その他、登園停止等の取り扱い等につきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症に関わる登園停止等と臨時休園の対応について」の内容をご確認ください。

## 2 自治体における新型コロナウイルス感染症情報（参考）

- ・ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイト（群馬県）

<https://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（前橋市）

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi\\_tetsuzuki/covid19\\_info/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/index.html)

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706